

## 環境保全と公衆衛生の相反：日本住血吸虫病対策を事例に

藤木 篤 (久留米工業高等専門学校)

人類は環境を保護しなければならない。保護の理由を、人間にとっての利用価値におく道具的価値説に求めようと、また生命それ自体に価値があるが故に保護対象となるという内在的価値説に求めようと、この基本理念は環境倫理学者のみならず、広く一般に共有されていると言っても過言ではないだろう。

従来の環境倫理学において想定されてきた、保護の対象となる環境とは、多くの場合自然環境であった。そして自然環境保護と常に対比され、時にトレードオフの関係にあると見なされてきたのは、「開発」の語に代表される人間の経済活動であった。すなわち際限のない、行き過ぎた開発は、ゆくゆくは自然環境を人類の生存が困難なレベルまで汚損し、その過程または結果として公衆衛生上の問題も生じさせる、と考えられてきた。換言すれば、環境倫理学において自然環境保護に関する議論が行われる際、そこでは主に人間の経済活動によって不可避免的に生じる環境破壊や環境汚染の抑止が念頭に置かれており、さらには環境保護と公衆衛生の維持向上は軌を一にしているという、暗黙の前提があったように思われる。

確かにこの前提は、これまで数多の事例によって補強されてきた。同時に、その一方で、両者が相反関係にあるような事例、すなわち公衆衛生の維持向上のために、自然環境の大規模かつ不可逆な改変を行わざるをえなかったという事例が、見過ごされてきた可能性がある。ひとつの例として、ここでは日本住血吸虫病対策を挙げたい。

山梨県甲府盆地底部一帯、広島県深安郡旧神辺町片山地区、福岡県および佐賀県の筑後川流域は、長らく日本住血吸虫への感染を原因とする重篤な寄生虫病に悩まされてきた。「寄生虫との百年戦争」の結果、日本は世界で唯一、日本住血吸虫病を克服した国となった。他方、各流行地は日本住血吸虫病を根絶するため、中間宿主「宮入貝」の大規模な駆除を行い、その過程で「環境破壊」とも捉えられそうな、様々な自然の改変も行っている。顕著な例としては、ラムサール条約の保護対象となる沼沢地の埋め立てや、国指定特別天然記念物のゲンジボタルの絶滅などが報告されている。

しかしながら、環境倫理学の分野では、この事例が取りあげられることはなく、分析・評価はおろか論点の整理すらも行われていない。したがって、本事例に含まれる「公衆衛生の維持向上の一環としての自然環境改変はどこまで許容されるか」といった問い、すなわち提題者が「環境保全と公衆衛生の相反」と呼ぶ問題に対して、現在の環境倫理学の枠組みのみをもって回答を与えるのは困難である。

環境倫理学を含む応用倫理学諸分野において、事例は様々な用いられ方をする。特定の倫理学説の適用対象として引き合いに出されることもあれば、倫理的問題を効率的に理解させるための教材として使用されることもある。加えて、ここまで見てきたように、既存の理論枠組みに対する問題提起を行う際の素材として、事例を用いることも可能であろう。

本提題では、こうした問題意識を背景にしながら、わが国における日本住血吸虫病対策を事例に、提題者が「環境保全と公衆衛生の相反」と呼ぶ問題を提起したい。その中で、環境倫理学が伝統的に取り組んできた、道具的価値説と内在的価値説に関する議論が、この問題を考える上で、重要な手がかりを与えてくれるという点を示したい。